

1. 農場HACCPとJGAP家畜・畜産物の取り組み事例

豊後大野家畜保健衛生所、1) 宇佐家畜保健衛生所

○波津久香織 林拓己、(病鑑) 壁村光恵 (病鑑) 川部太一
安達聡¹⁾

【はじめに】

近年、食の安全・安心確保の観点から、畜産物の生産現場である農場の衛生管理向上が最重要課題となっている。生産農場は農場HACCP（HACCP）やJGAP家畜・畜産物（JGAP）の認証を取得し、安心安全な畜産物の生産を図っている。HACCPやJGAPに取り組むことで、問題の発生しやすい箇所を事前に把握し、早期予防することで、経済的被害を防ぐというメリットがある。当家保管内にあるA農場は、健康な家畜及び安全な畜産物の確保が効率的に行われることを目的としHACCP認証を取得した。また、B農場は、JGAP認証を取得することで、食品の安全を確保し、より良い経営の実現を目的としている。当家保では、この2つの農場に対し認証の継続及び取得等の指導を行っているので報告する。

【農場の概要及び取り組み内容】

A農場は、黒毛和種の雌、250頭を飼養する肥育農場で生産した牛肉は関連会社で流通、販売まで行っている。HACCPに取り組む目的は、牛肉の「安全性」が最重要事項であるため、HACCPシステムを取り入れた飼養管理を行うことで、消費者に、より安全で安心できる牛肉を提供すること、従業員教育も含め、さらに作業の効率化や衛生対策の向上を図ることを目的とし、取り組みを開始した。取り組みを開始するに当たって、経営者はHACCPチーム員の任命を行い、任命されたチーム員は、農場関係者、畜産協会、家保、振興局、動物医薬品販売メーカーからなるHACCPチームで、農場HACCP推進会議を毎月1回実施し、HACCPシステムの構築を行っている。推進会議で決定した内容を経営者に報告し、承認を得てシステム作りを行っている。

A農場は、2014年6月からHACCP認証取得に向け取り組みを開始し、2016年3月に県内初のHACCP認証を取得した。また、



図1 A農場の取り組み内容

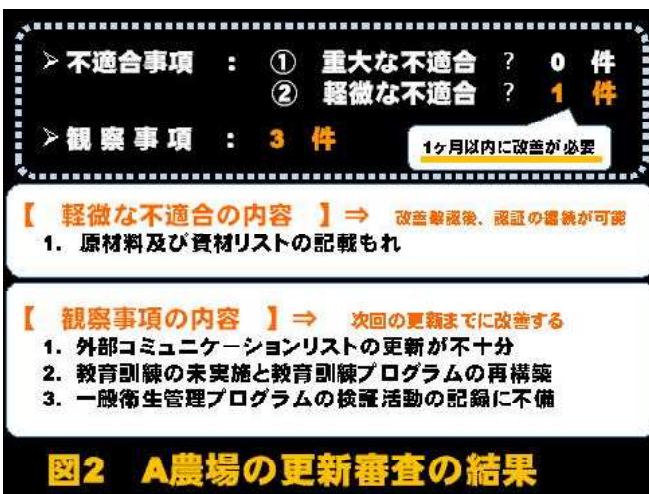


図2 A農場の更新審査の結果

認証取得から3年経過した2019年1月に外部機関の審査員によりHACCPシステムに不備はないか確認が行われ認証の継続を行った。

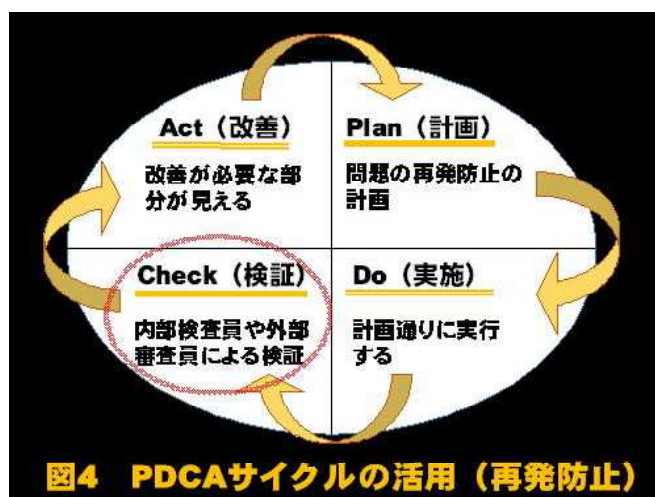
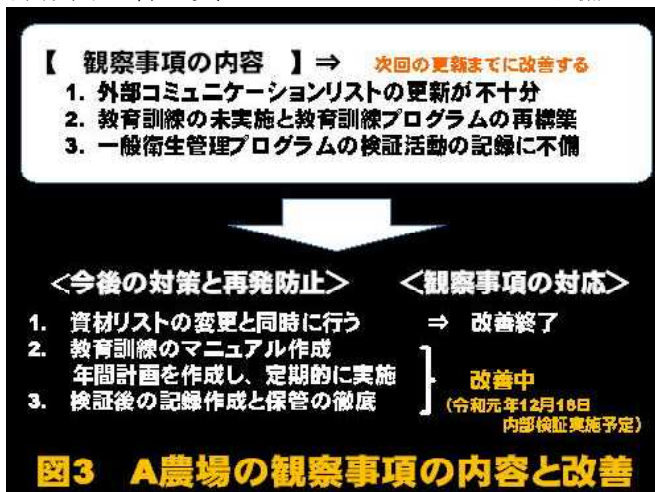
(図2)

更新審査の結果では、1ヶ月以内に改善が必要な軽微な不適合が1件、観察事項が3件の指摘を受けた。軽微な不適合の内容は、原材料及び資材リストの記載もれというものであった。改善前、資材リストには21種類記載されていたが、検証の結果、記載のないものが11種類あることが判明し、整腸剤、殺虫剤、飼料添加剤を追加し、合計32種類に変更し、改善を行った。なぜ記入漏れが生じたのか検証したところ、データ整理の際に誤って消してしまっていたことが判明した。再発防止として、データのバックアップ及びチーム員全員が情報を共有することとした。

観察事項の内容は、外部コミュニケーションリストの更新が不十分であること、教育訓練の未実施と教育訓練プログラムの再構築をすること、一般衛生管理プログラムの検証活動の記録に不備があるという3件であった。外部コミュニケーションリストの更新が不十分である点については、資材リストの変更と同時に行うことで改善が終了している。教育訓練の未実施と教育訓練プログラムの再構築及び一般衛生管理プログラムの検証活動の記録に不備がある2つの項目については、教育訓練のマニュアルの作成と年間計画を作成し、定期的の実施できる仕組み作りや検証後の記録作成と保管が行えるように改善に取り組んでいるところである。(図3)

このように、HACCPに取り組むことで、内部検査員や外部審査員による検証が定期的に行われ、改善の必要な部分が見えて来る。そのため、問題が発生しないように計画し、実行するというPDCAサイクルを活用し、再発防止に取り組んでいる。このような取り組みを行い、A農場はHACCP認証を継続することができた。(図4)

また、HACCPシステムを取り入れたことで再発防止や疾病の早期発見、早期治療が可能となったことが、枝肉重量の増



☆ 農場HACCPの認証継続
 ☆ HACCPシステムを構築し、継続的に改善・更新が可能
 ☆ PDCAサイクルを活用し、再発防止
 ☆ 疾病の早期発見、早期治療が可能

◎ 枝肉重量の推移 (Kg)

H26	H27	H28	H29	H30	R1
395.7	443.1	439.0	439.3	435.6	452.6

◎ 疾病発生率 (認証取得年度よりデータ作成) (%)

H28	H29	H30
1.7	1.3	0.6

図5 農場HACCP取り組みの成果

加や疾病発生率の低下に繋がっているのではないかと推察している。(図5)

B農場は肥育牛1000頭、繁殖牛900頭の飼養し、生産した牛肉は関連会社で流通、販売を行っている。JGAPに取り組む経緯は、安心安全な畜産物の生産農場であることをアピールできるのではないかと考え取り組みを開始した。(図6) JGAPの基準は、多岐にわたるため、農場、経営者、管理獣医師、家保などがそれぞれの分野ごとに対応している。家保は、飼養衛生管理基準全般に関することを担当し、指導している。(図7) 講習会では、飼養衛生管理基準の概要と従業員の関心が高かった病原体の持ち込み防止及び家畜の健康観察の実施について行った。特定家畜伝染病については、B農場が大規模農場となるため、飼養衛生管理基準の追加措置が適応となることなど説明を行い、異状を発見した場合、所有者の許可を得ず、直ちに家保へ通報できるよう、特定家畜伝染病の写真と家保の連絡先を一緒に掲示し、早期通報を従業員全員に指導した。(図8)

【まとめ】

生産農場段階における衛生管理の向上と畜産物の安全性を確保し、安心安全な畜産物を消費者へ提供することが農場に求められている。A農場はHACCP認証を取得し、飼養管理の工程がマニュアル化されたことで、継続的にHACCPシステムの改善を行う仕組みができた。この仕組みにより健康な家畜及び安全な畜産物が確保され、疾病防除や生産性の向上が見られた。一方、B農場は、海外輸出を視野に入れ、GAP認証を取得することで安心安全な畜産物の生産を目指している。今後、当家保では、個々の農場が自主的に衛生管理の持続が行えるよう「計画・実行・検証・改善」からなるPDCAサイクルを活用し衛生管理の向上に努める。